

解答例 A

安楽死や尊厳死について論じることは、死ぬ方法について考察することというよりも、最期するときまで人はどう生きるかについて考  
えるということである。これについては、法律的にも医療的にも哲  
学的にも、また個人の問題としても、日本でまだ十分な議論が尽く  
されたとは言い難い。私たち個々人が家族や自分のこととしてしつ  
かりと考えることが重要である。

課題文において筆者は、医師としての経験も交えて、終末期の患  
者に対して筋弛緩剤などを投与し積極的に命を奪う積極的安楽死と、  
生きるために必要な生命維持装置を外す消極的尊厳死があると説く。  
そのうえで、日本ではたとえばチューブ付けの医療はお断りだとい  
う本人の意思ではなく、少しでも長く生きてほしいという家族  
の気持ちを優先した対応が一般的であるという。欧米では安楽死を  
法律で保証する国もあり、オランダでは二〇〇一年に安楽死法を可  
決し、積極的安楽死を容認した。一方、日本では、たとえ本人が苦  
痛に耐えがたくて死を望んだとしても、医師がその気持ちを重んじ  
て生命維持装置を外す場合、殺人ほう助罪に問われることもあると  
指摘する。その理由として、本人以外が自らの利益のために法を悪  
用したり、社会的圧力などで本人が望まない安楽死が行われる危険  
性があるなどが挙げられ、説得力がある。

しかし、私は、やはり本人の意思がもっとも重んじられるべきだ

と考える。その意味で、日本で近年、注目されているリビングウィルの取り組みをもっと広げることが必要ではないか。これは日本尊厳死協会が推奨しているもので、人生の最終段階における医療やケアのあり方を自ら選択する権利を大切にし、事前にそのあり方を文書で意思表示しておくというものだ。

私の祖父の場合、施設に入る際に両親が主治医と話し合い、死期が近まった時の対応を決めていた。様々な選択肢の中で両親は、祖父に対していたずらに心臓マッサージなどをすることは避け、静かに息を引き取らせてほしい、と決めていた。両親は自分たちもそうしたい、つまり尊厳死を選ぶ考えだという。それは苦痛に耐えながら少しでも長く生きるのではなく、死ぬ瞬間まで人として尊厳を持つて生きたいという意味があるからだ。私は両親にも尊厳死を選ぶ権利があることを心に刻み、自分の場合はどうだろうと今後考えを深めたい。

解答例 B

死は人にとっての永遠のテーマだ。誰も経験したことのない未知の世界であるだけに関心を集め、想像力を掻き立てられ、文学的考察が試みられる。「高瀬舟」「藪の中」「若きウエルテルの悩み」といった古典でも死や死者の視点が語られている。一方、課題文のテーマ、安楽死と尊厳死を巡っての論議は、医療技術の進んだ先進国特有のものであり、文学的というより人道的な判断が求められ、法律の中に制度として組み込まれるべきものである。

生命維持装置は装着して命が救え、普段通りの生活に戻れる人を使う場合は人道的医療機器となり得るが、終末期にあつて意識がなく呼吸だけを人工的にさせられている人にとっては、苦痛を長引かせるものでしかなく、死の間際の人を人道的とは言い難い状況に追いやる危険性もある。日本は、「脳死」を人の死としないという立場をとっており、生と死との境界線が曖昧であるゆえに、臓器移植の症例が先進国の中では少ないなどの付随した問題点もある。

課題文では「安楽死」と「尊厳死」に分けて議論されているが、何れもどのような「死」が人道的であるかという視点での見解の違いの差であり、この点の確認が重要である。筆者によると医療現場では、だれが見ても死なせてあげたほうが患者さんと家族のためになる場合でも、選択肢として「安楽死」と「尊厳死」が禁止されている不合理性がある。これに対して「医療技術によって生かされる

